

福知山市入札監視委員会（平成30年度第2回）議事概要

開催日時及び場所	平成30年11月27日（火） 午後2時10分～4時15分 ハピネスふくちやま3階 会議室1	
出席委員氏名（職業）	委員長 <small>たか</small> 高 <small>はし</small> 橋 <small>ゆき</small> 行 <small>お</small> 雄（弁護士） 委員 <small>よし</small> 吉 <small>だ</small> 田 <small>ちか</small> 周 <small>くに</small> 邦（公認会計士）	
議 事 概 要	1 議事 （1）平成30年度（4月～9月）の入札・契約の実施状況について （2）抽出工事に関する審議について （3）次回抽出委員の選出 ・吉田委員を選出（五十音順で2名の持ち回り）	
審 議 対 象 期 間	平成30年4月1日 ～ 平成30年9月30日	
条件付一般競争入札	2件	対象件数 5件
公募型指名競争入札	1件	
指名競争入札	0件	
随 意 契 約	1件	
公募型プロポーザル方式	1件	
委員からの意見・質問 とそれに対する回答	意見・質問	回 答 等
	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容	○随意契約は、当初の事業者の決め方が非常に大切であり注意しないとイケない。 ○最低制限価格から少し下の業者が粗雑な工事をするとは考えられない。なにか方策はないのか考える必要がある。 ○応札者が1者のみの場合は、どのようにするのか対応を考えたほうがよいと思う ○公募型プロポーザル方式の採点における地域性による加点については課題である。	

別 紙

「前回委員会においての指示事項について：下水道管の管更生に係る調査」

意見・質問	回 答 等
<p>○管更生の長期的な事業の見通し計画はあるのか。</p>	<p>補助事業なので、調査結果に基づいて行うため、この管更生の調査を1期2期3期と行なった。当初の1期のときは、修繕が必要なのは40数%であったが、2期、3期の調査の結果では、10数%しか悪くないという調査結果となった。計画が立てられないため、来年度も調査をする予定である。</p>
<p>○全体的に痛んできて順番に確保された予算でやっているのかと思っただけそうでもないのか。</p>	<p>ある程度のスパンを区切って調査をしているが、2期と3期において10数%が悪いという結果なのでこれまでよりもスパンを長くした調査をすることによってもう少し計画を立てていきたいと思っている。</p>
<p>○安定的にそういう仕事が今後も継続してあると参入する業者もこういう工法に習熟していれば参入できるといった方向になると思うが、この先どうなるかわからないでは、特殊な工法について技術力を習得するという動機付けも弱くなるかという点で聞いた。実際、管更生の工法を見ると最初はパルテムフローリング工法が有力であったのがだんだんSPR工法へと変わっているがこれは、工法の技術の優劣が出てきているのか。</p>	<p>パルテムフローリング工法は中に人が入って作業をする工法なので、管の口径が大きいほうが効率がよくなり1日の作業量が変わってくる。それと施工延長が長ければ長いほど競争力が働くようで、距離が長いものは落札率は下がって距離の短いものはどうしても高くなる傾向にある。管の口径が小さくなると人がやる作業よりも、SPR工法のように機械施工の工法の方が有利になる。ただ、距離が短くなると機械というものは距離が100mでも10mでも同じ機械を設置しなければならず、距離が短いとSPR工法は効率がよくなるので、管の口径と施工延長でどの工法が有利かは変わってくると思う。</p>
<p>○入札の過去の実績8件を見ると、うち3者が入札実績のある業者とっていいのか。</p>	<p>管更生の協会に入っている業者は9者あり、現場に合った工法がどれかによって入札者が変わってくると思うが、近年ではこの9者が参加される傾向があり、平成24年当時は色々な業者がどの工法でも下請けを使ってきたのが、徐々に協会に加盟する業者が増えるほど一般</p>

	の業者が見積りを取れなくなったりして市内では実際9者が参加している業者になると考えている。
--	---

「1 議事 (1) 平成30年度(4月～9月)の入札・契約の実施状況について」

意見・質問	回答等
○業者の積算能力が維持されているとあるが、具体的になぜわかるのか。落札率が安定していることからの推察ということか。	工事を発注するに当たり最低制限価格を設定しているが、平成29年3月改正の基準を継続して使っているため、業者もその算定式に基づいた最低制限価格の設定を保持していることや、多数の工事を見積もっている中で独自の積算能力が維持されたということもあり、横ばいという評価をしているが平均落札率が0.2%下がっているのは積算能力の向上だと判断している。
○平均すると落札率がおおよそ88.5%となっており、業者にするとそこに目標を定めて入札すると、積み上げる必要がなく推測した数字がそこに集約されているともとれるのではないか。	あくまでも落札率の88.56%は72件を平均しているもので工種によってさまざまな落札率になっており、市としては業者の積算能力が向上していると考えている。 入札の際には、内訳書の添付を義務付けており、内訳書というのは個々の数量を積み上げるもので、その結果が最低制限価格と近似値になってくると推察している。業者にとっては積算が命であり、最低制限価格の見直しも行っていないため、安定的に積算が出来ていると見ている。

「2 議事 (2) 抽出工事に関する審議について」関係

1 生活第24号 福知山市斎場火葬炉設備改修工事・・・随意契約

意見・質問	回答等
○公害対策上有益であるということで、この向流燃焼方式を採用している業者と1者随意契約をしたということか。向	宮本工業所のシェアは全国的に約60%である。

<p>流燃焼方式は全国的に採用率が高いのか。</p> <p>○ほかの業者も向流方式を取っているということか。</p> <p>○全体のうち、60%は宮本工業所が受注していて、残りの40%を並流方式の他社が受注しているということか。</p> <p>○工事の概要として、火葬炉耐火材ほかの設備を更新するとあるが、この中で一番コストが高いのは何か。</p> <p>○全面積み替えとはなにか。また、金額の割合はどのくらいか。</p> <p>○割合として3割から4割となっている。レンガの積み替えだけなら他の業者でも出来るのではないか。</p> <p>○採用率が92%と非常に高くなっているが、価格交渉はどのようにしたのか。</p> <p>○予定価格からみれば8%ほど値引きされているが、何の項目が減ったのか。</p> <p>○福知山市の他の契約を見る</p>	<p>向流式は宮本工業所が特許を持っているため、他の業者は並流燃焼方式となる。</p> <p>残りの40%を数社が受注している。</p> <p>4号炉の全面積み替えが一番高い。</p> <p>耐火レンガの積み替えなどであり、約1,400万円となっている。</p> <p>こちらも先ほどの向流方式で特許をとっている。</p> <p>契約事務については、契約監理課が委任を受け、価格交渉をしている。その中で基本は価格による競争入札だが、特許等を踏まえての随意契約という形になり、しっかり交渉している。今回の採用率に決定したという状況だが、積極的な価格交渉を行っている。</p> <p>まず、予定価格については一般的に実勢価格となり、競争が働く前の価格である。総価での契約となり、どの部分が減ったかについては断定できない。</p> <p>まず事業者が特許を取得しているということについて</p>
--	--

<p>と、予定価格に対して約88.5%のところはほとんどの契約が収斂（れん）しているところを見ると、せめて90%くらいまで粘るような価格交渉が必要だったのではないか。</p> <p>○宮本工業所が持っている特許を考慮するのもわかるが、最初の燃焼機器を設置する場合、メーカーとして公害対策を無視したような発煙が生じる機器では商売にならないのではないか。宮本工業所以外のメーカーも同様の公害対策、燃焼効率の高い機器もあるのではないかと思えるが、確かめたのか。</p> <p>○既存の炉をリフォームするのに他社が入れないということになる。それをなぜ書いていないのか。特許だけだと効果がなくなっているかもしれない。書類の作成の仕方として合理性を欠くと思う。技術的なものは他社も開発していると思うが、随意契約に持ちこむための根拠付けをプレゼンテーションするときこれでもいいのか。</p> <p>○随意契約は当初に設置しただけでずっと同じ業者に頼まなければならないものもあるようなので、最初の決め方が非常に大切であり、特に随意契約の場合は注意しないといけないと感じ</p>	<p>は、事業者には優位性が働いているのは企業努力の部分になるが、その中でも粘り強く価格交渉を毎行っている。結果として、価格競争よりも高い採用率になっている。</p> <p>当然公害対策は他社も行っているが、この構造の特許をとっているのが宮本工業所のみなので炉自体の改修を他社が出来ないこととなる。</p> <p>地方自治体の契約の基本は一般競争入札であり、随意契約は例外的な契約となる。導入当時は特殊な工法等であっても、10年20年が経過すると一般化されている可能性もあるため、この案件に限らず随意契約として契約する案件については、今の時点で本当に随意契約しか採用できないのかということを確認し、説明責任を果たしていきたい。</p>
--	---

る。	
----	--

2 道河第 49 号 川北荒木線（川北橋）左岸仮橋設置工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
○この工事は本年の災害に対応するのではなく、そもそも由良川自体の改修が前提となった以前からの計画工事と理解していいか。	国土交通省の由良川整備計画が示されており、平成 30 年代半ばの早い時期で完成させたいという目標があるなかで綾部側から築堤が進んできている。今回の工事は、出水期の対応のためにするのではなく、築堤と整合させるために橋を延長させる必要があり、一旦歩行者の動線を確認するという面で対応する仮設的な歩道橋で将来的には橋本体を延伸した時点で撤去するものである。
○なぜこんなに辞退が多いのか。理由はまとめてあるのか。	辞退理由は、技術者の配置ができないが 4 者、予定価格以内で入札できないが 6 者、工期内にできないが 1 者の計 11 者となっている。
○非常に辞退が多いなか、入札のあった 4 者の中で最低制限価格にもっとも近い、わずか 14 万円低かったところが、基準より下回っているということで失格し、最低制限価格より 300 万円高いところが落札している。結果といえば結果だが、この結果を見ると何か対処がないのかという感を抱かざるを得ない。失格者が粗雑な工事をすとも思えないし、最低制限価格のあり方や設定の仕方は何とかならないのかと思う。	この入札結果の形はこれまでから当委員会でも抽出されているところだが、予定価格と最低制限価格の間が適正な価格としており、低入札価格調査制度という制度設計が福知山市として出来ていない。入札制度改革はこの間取り組んでおり、あらゆる入札制度を研究していく必要があるが、現在は適正な価格から外れているので失格というのが本市の入札制度である。ただ、最低制限価格については、ダンピング対策、安全管理の面で非常に大切なラインだと認識しているため、国の示すモデルに従って最新の状態で建設業者の労働環境や安全管理の確保を含めて対応しているということである。
○入札制度はこういうことあると言ってしまうとそれまで	

<p>だが、現実に300万円余計に支出したということかもしれないし、積み重なると市の財政にも影響すると考えられる。そもそも最低制限価格や予定価格は一体どういうものなのか。その金額で仕事をしてもらった場合に工事の質を低下させるのか否か、そういう調査をルーティン化し、こういう数字が出たときに適用することも考える余地があると思う。</p>	
---	--

3 水道工第15号 水道管路緊急改善事業堀山送水管布設替工事

・・・公募型指名競争入札

意見・質問	回答等
<p>○この工事はJVだが、JVの出資比率はどうなっているか。</p>	<p>本案件については、乙型JV方式になっているため出資比率は請負金額の内、責任区分で何%というようになっている。甲型だと何%以上の出資比率と規定はあるが、乙型は請負規模に応じた出資比率となっている。</p>
<p>○入札の時には取り分はわからないのか。</p>	<p>設計書の中で分担工種により、おおよその出資比率の配分は想定できる。</p> <p>乙型JVということで落札後に責任区分の提出を受けている。その責任区分で内訳書が出てきての比率は代表構成員が70%、構成員が30%となっている。</p>
<p>○両者とも水道施設に関しては、高見組がA1、三和建設工業はAランクで共同で工事を進めていくという理解でいいか。</p>	<p>その通りである。どちらも水道施設のA等級だが、水道工事の条件については配水管技能講習を受けた者が現場に常駐するとなっている。鋳鉄管の部分については三和建設工業が水道施設となっているのでそちらが常駐するとなっている。鋳鉄管に関しては、三和建設工業が施</p>

<p>○この結果を見るとほとんど競争が働いていない。4者のうち3者が辞退をし、残り1者が高い金額を出しそこが仕事を持っていく。なぜこうなったかは別にして、少なくとも入札制度で適正な価格で適正な業者に仕事がいっているかと問われれば、疑問に思わざるを得ない結果になったのは残念だ。こんな大きな仕事であるにも関わらずなぜ4者のうち3者も辞退したのか。1者しか残らなかったら競争にはならないのだからもう一度仕切り直してやり直すなどの方策は検討しなかったのか。</p> <p>○結果だけを見ると、4者が相談をしてある業者にとらすために他は辞退するということも考えられる。情報を知らない一般市民からすれば、話し合いでやっているのではない</p>	<p>工する。</p> <p>この工事については、上下水道部から堀山の配水地、国道175号線とJR福知山線を横断している送水管3本の管を更新する工事で、その中で送水管とは山の上にある配水地にある水道水を貯めておくタンクに浄水場から送る重要な管路となる。そのJRの軌道下に推進工法で水平にボーリングし、鋳鉄管を布設しそれを仮設管として3本入っている送水管を順に管更生していくという複雑な工事である。その重要なJRの軌道下と国道下を開削出来ないがために、その下を通す管が既設管を利用してSDF工法でステンレスのフレキシブル管を挿入する工事となる。これを3箇所繰り返し行っていくが、SDF工法の工事の労務費は見積を取って積算しているが、その費用が工事費の58%ほどを占めている。その中で業者にとっては普通の工事のように自社で施工しても得られる利益が少ないと判断され、辞退されたと推測される。落札した高見組は自分のところの設計積算で施工可能な金額を算出し、企業努力で入札されたと推測している。</p> <p>応札が1者であれば入札を取りやめるといった意見もあるかもしれないが、今回辞退になった3者については現場の鉄道営業線に近接しての特殊な工法で技術力を要する工事の中でそれぞれのJVが積算し、3者とも価格が合わないので辞退をした。今回JV方式で発注し、その条件を設定しているがどのJVが参加しているか分からない状況で入札を進めてきたので、応札が1者であっても競争性が確保できていると判断し開札まで進んだ。</p>
--	---

<p>かという疑問を持たれかねない。こういう疑いを払拭するためには、市民のためだけではなく、業者の名誉のためにも、こういう場合はどうするといったような対応を考えたほうが良いと思う。</p>	
--	--

4 下水工第4号 法川排水区本堀1号雨水排水路改修工事・・・条件付一般競争入札

意見・質問	回答等
<p>○法川排水区の工事は前期の末にもあったと思うが、それとは機能的にどう違うのか。場所が違うのか。</p>	<p>前回の工事は、法川排水区の同じ浸水対策事業としてやっているが、場所が少し違う。前回はもう少し国道9号線よりの道路の中に新設の水路を入れていくもので、今回は既設の水路を拡幅して付け替えるという工事で同じ目的ではあるが工事内容としては若干違う。</p>
<p>○工事期間は半年あるがその間排水はどこを流れるのか。</p>	<p>水路工事であり、夏場の台風時期やゲリラ豪雨の降る出水期には工事ができないので9月に発注している。また、この水路に関しては川から農業用水も取り込んでいるが、今は使わない時期なので川からの樋門も閉まっている状況で日常的にも水がほとんど流れていない状況での工事となっている。</p>
<p>○これも辞退者が7者ということだが、辞退理由は何か。</p>	<p>辞退理由はおおむね4項目あり、技術者配置に関するものが3者、工期に関するものが2者、価格に関するものが1者、その他が1者の計7者となっている。</p>
<p>○その辞退理由は業者がそう言っただけのものだと思う。実際入札に入った数字を見ると、今回落札した8,217万円から始まって後は8,200万円台、8,300万円台、8,400万円台8,5</p>	

<p>00万円台とそれぞれ計算に応じた数字が入り、これは事後公表の成果が出ている気はする。そういうことからすると他の業者は技術者の配置などの理由で辞退をされているようだが、積算能力を磨く意味からも投げないで入札に参加していただきたいと思う。ただ、結果としてはよいところに落ち着いていると感じ、事後公表の成果が出ていると思う。</p>	
--	--

5 高齢第573号 福知山市安心生活見守り事業実施業務
 ……公募型プロポーザル方式（随意契約）

意見・質問	回答等
<p>○今回の総価の契約金額はコールセンター対応サービス契約と考えてよいか。機器の設置などは入っていないのか。</p>	<p>総価契約については、コールセンターの運営費となる。昨年まではすべて単価契約だったが、そうすると例えば対象が1件のみであった場合にも単価2,140円だけで運営しなければならない恐れがあり、コールセンターの運営ができるのかという指摘もあり、総価の部分でコールセンターを年間通して維持する経費とし、利用者が利用するに当たり機器の設置や撤去にかかるものを単価として契約している。</p>
<p>○単価の632円に含まれるものは何か。</p>	<p>機器を設置・撤去したり、機器そのものを社会福祉協議会がリースしており、保守など機器そのものにかかる費用を積算したものが632円となっている。</p>
<p>○その単価は1,400万円を時間で割って算出したものという理解でいいか。</p>	<p>1,400万円については、緊急通報がコールセンターに入るがその対応が24時間365日行っているため、その人件費であったり電話対応するコールセンター</p>

<p>○1, 400万円が何の対価なのか分かりにくい。今回の事業が何をするもので、1, 400万円は業者が何をするのに必要な対価なのかをまず説明していただきたい。その後、単価の説明をお願いします。</p>	<p>の運営費用ということで計上している。単価632円については、機器の設置・保守・撤去と機器1台にかかる費用となる。</p>
<p>○コールセンターを設置しとあるが、どこに設置しているのか。電話の受け答えをする設備が契約した業者にあるということか。また、その費用は誰が負担しているのか。</p>	<p>社会福祉協議会にオンコールセンターといって24時間365日電話がつながるセンターがあり、常に職員が常駐して電話対応している。費用については、すべて市が負担し、市民は無料で利用している。</p>
<p>○1, 400万円には単価632円も含まれるのか。</p>	<p>1, 400万円については、あくまでコールセンターの運営にかかる人件費となっている。</p>
<p>○1, 400万円の中には単価632円に見込みの件数をかけたものは含まれていないのか。</p>	
<p>○機器の取替コストやメンテナンスコストなどは1, 400万円とは別の契約なのか。</p>	<p>コールセンターの運営に係る業務とその機器、緊急装置を取り付ける費用をセットで一緒に契約している。</p>
	<p>本件は公募型プロポーザル方式での案件であり、提案部分を評価するもので事業費積算額の評価ということで価格的な要素も評価している。それに基づいて今回4事業所が提案したが、多くの評価項目の中のひとつとしてコールセンターの運営費用なり、機器の単価も提案され、事業所によって特色のある業務の内容の提案を含めて、交渉する相手方を決定した。最終的に契約した金額はプロポーザルで一番よい点を取った事業所と随意契約を結ぶ流れになるので価格の競争ではない、入札ではないというところを御確認いただきたい。</p>

<p>○評価基準表を項目別に見ると、提案書の評価、実施体制の評価、プレゼンテーション・ヒアリングの評価と、ここまでは全体の得点で見ると微々たる差となっている。次の事業費の妥当性では、Cの事業者が優位でDの事業者よりいい。ところが一番最後の市内企業の評価というところで逆転している。これを見ると企画、技術提案を含め、内容が優れているかという評価ではほとんどCとDは拮抗していて、しかも事業費の評価の点ではC事業者のほうが優れている。最後にD事業者が逆転したのは市内事業者かおどろかが決め手となっている。これがプロポーザル方式の狙った効果であったのか疑問がわく。そもそも市内企業の評価になぜ大きな配点がされたのか、合理的根拠は何なのか。</p>	<p>配点の考え方だが、まず市内企業について、2月に制定したプロポーザル方式ガイドラインは福知山市の公契約全般にわたるものであり、公契約大綱に示している市内企業もひとつの要素になっているが、決して市内だから点数が高いということではなく、市内企業はきめ細やかな対応が出来ることに着目して市内企業という項目を設定したものである。</p>
<p>○その説明は評価項目から言うと納得できにくい。2番の実施体制の評価のところで緊急時連絡の実施体制、定期的な見守りや日常生活における相談・助言についてCもDもほとんど同じである。そうすると市内業者であることのメリットは何なのか。要するに地元事業者だけを応援すると</p>	

<p>いうポイントだけが浮かびあがってくる。これがプロポーザル方式の狙いと合致するのか。またこういう事業を選ぶときに配点のあり方をどうウエイト付けするのことは非常に大事である。本来一番よい内容の提案を採用したいところが、結局は地元かどうかで決まったように見える点で残念である。その他の評価項目において、今回契約したところが非常によかったという点は否定できない。ただ、事業経費の妥当性で非常に大きな差がでていいる。よい仕事は大事だが、高かったら結局どうなのか。金額の差額を地元であるということ埋め合わせていいものなのか検討しなければならない。</p>	
<p>○組織のことはよくわからないが、社会福祉協議会と市は組織はまったく別だと思うが日ごろから密接な関係の中で、プロポーザル方式の評価にもそういう要素が入っていないか。</p> <p>安心生活見守り事業自体は昨年度から始まったのか。</p> <p>そこでの仕事の中に、従来から社会福祉協議会が参画されていたということによいか。</p>	<p>入っていない。これまで社会福祉協議会の事業だったが、新しいところでもかまわないということで今回のプロポを導入した経過がある。</p> <p>この事業は平成25年度から始まっている。</p> <p>参画されていたということによい。</p>
<p>○項目の中にこれしかないとい</p>	<p>このプロポーザル方式の採点基準表の中で、1企画提</p>

<p>う先入観はないのか。</p> <p>○この基準は今回プロポーザルに参加された業者にはオープンになっているのか。</p> <p>○要するに、こういう採点があったということを各業者に知らせているのか。</p> <p>○採点結果は公表していないのか。</p> <p>○今回は地域性といったところが重点であったが、それが果たしてどうであったのかが課題として残る。</p>	<p>案書の評価、3プレゼンテーション・ヒアリングの評価については、外部有識者の意見を聞いている。よって、密接なところにとということについては、切り離れた評価をされている。</p> <p>基準表は公表している。</p> <p>結果については公表しているが点数までは公表していない。 [候補者の総合点については公表している。]</p>
--	--